

解散

R7.12.15

収支報告書

受付印	
第	号
- 7.12.19	
三重県選挙 管理委員会	

会計	繰越	検算	転記
令和	7	年分	

（開催分）

（ふりがな）

（にっぽん どうめい せいぎいけん）

1 政治団体の名称

日本同盟 正義塾

2 主たる事務所の所在地

三重県南牟婁郡御浜町大字下林3325-1

3 代表者の氏名

畑 中正行

4 会計責任者の氏名

前 地 由 紀 夫

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- 公職の種類（現職・候補者等）
（現・候）
- 資金管理団体の届出を
した者の氏名
- ☒ 無

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名
- 公職の種類
（現職・候補者等）（現・候）

事務担当者の氏名

（電話）

11.08

（電話）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 ----- (②+③) ①		十億		百万		千		円
(前 年 か ら の 繰 越 額) ----- ②								0
(本 年 の 収 入 額) ----- ③								0
支 出 総 額 ----- ④								0
翌 年 へ の 繰 越 額 ----- (①-④) ⑤								0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金 額 -----		十億		百万		千		円
員 数 -----								3人

(2) 寄 附								
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十億		百万		千		円
[うち特定寄附]								0
(イ) 法人その他の団体からの寄附								
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附								
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)								0
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]								
イ 政 党 匿 名 寄 附								
合 計 ア + イ								0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 12 月 15 日

政治団体の名称

日本同盟 正義塾

会計責任者の氏名

前地由紀夫



※1

代表者の氏名

史田中正行



（※2 代表者氏名は解散に伴う収支報告書にのみ記入すること）

※1 会計責任者本人が署名する場合、会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。

※2 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名の記載が必要です。また、代表者及び会計責任者本人が署名する場合、代表者及び会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はこれらの者の代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。